資料 8

平成 30 年 (2018 年) 11 月 15 日 (市立病院運営委員会)

<u>横須賀市病院事業条例(抜粋)</u>

(病院事業の設置)

- 第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に病院事業を設置する。 (経営)
- 第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進する ように運営されなければならない。

(市立病院運営委員会)

- 第18条 市立病院の運営の重要事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自 治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市立病院運営委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、委員21人以内をもって組織する。また、必要に応じ、臨時委員若干人 を置くことができる。

横須賀市立病院運営委員会規則

(総則)

第1条 横須賀市立病院運営委員会(以下「委員会」という。)の運営については、横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

- 第2条 委員は、市民、医師会会員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し又は命ずる。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (臨時委員)
- 第3条 臨時委員は、当該諮問事項に関係のある者のうちから、市長が委嘱し又は命ずる。
- 2 臨時委員の任期は、前項の事案の審議期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て 委員長が定める。